茨城県

霞ヶ浦地域森林計画変更計画書

（霞ヶ浦森林計画区）

計画期間 自　令和４年４月１日
至　令和14年３月31日

令和７年　月　日

茨　　城　　県

Ⅱ　計画事項

第３　森林の整備に関する事項

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準に関する指針

木材等生産機能維持増進森林	林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域として定める。 このうち、人工林が過半を占める林班又は経営を行う一体的なまとまりがあり、林地生産力が高く傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を特に効率的な施業が可能な森林の区域として、必要に応じて定める。ただし、災害が発生するおそれのある森林を除く。 なお、区域の設定に当たっては、市町村が定める地域の状況を勘案した条件を設定できる。

第６　計画量等

５　保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア　保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位　面積：ha

保　安　林　の　種　類	面　　積		備　考
		うち前半5年分	
総数（実面積）	２，４１２	２，４１２	
水源かん養のための保安林	５５６	５５６	
災害防備のための保安林	１，８１０	１，８１０	
保健、風致の保存等のための保安林	３１７	３１７	

イ　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位　面積：ha

指定／解除	種　類	森林の所在		面　積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域（林班）		うち前半５年分		
指定（前期）	水源かん養保安林	土浦市	東城寺（26）	16.2	16.2	水源の涵（かん）養のため	追加
		石岡市	月岡（124、125、126）	26.8	26.8		
			大増（30、31、35）	8.5	8.5		追加
		計		51.5	51.5		
	土砂流出防備保安林	石岡市	弓弦（126）	9.9	9.9	土砂の流出の防備のため	
			小幡（142、143）	14.9	14.9		
			小屋（64）	4.7	4.7		
			吉生（51）	9.0	9.0		追加
		桜川市	真壁町上小幡（129、130）	4.0	4.0		
			堤上（62、63）	6.3	6.3		

			門毛(10、11)	3.9	3.9		追加
		計		52.7	52.7		
	干害防備保安林	鉾田市	安房（62）	0.5	0.5	干害の防備のため	
		計		0.5	0.5		
	飛砂防備保安林	鉾田市	湯坪（24）	1.0	1.0	飛砂の防備のため	
		計		1.0	1.0		
	前　期　計			105.7	105.7		
指定（後期）	—	—	—	—	—		
	後　期　計			—	—		
指　定　合　計				105.7	105.7		

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位　地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市 町 村	区域（林班）		うち前半5年分		
土浦市	東城寺（26）	1	1	渓間工	追加
石岡市	弓弦（126）	1	1	渓間工	
	大増（30）	1	1	渓間工	
	小幡（142、143）	1	1	渓間工	
	小屋（64）	1	1	渓間工、山腹工	
	染谷(10)	1	1	山腹工	追加
	吉生(51)	1	1	山腹工	追加
	後期分	1		渓間工	
鹿嶋市	荒野（29、30）	2	2	改植工	

	小宮作（4）	1	1	改植工	
	青塚(46)	1	1	改植工	
	角折(47)	1	1	改植工	
	平井(6)	1	1	生育基盤盛土工、改植工	
	後期分	1		改植工	
桜川市	真壁町上小幡（129、130）	1	1	渓間工	
	堤上（62、63）	1	1	渓間工	
	門毛（10、11）	1	1	渓間工	追加
	後期分	1		渓間工	
神栖市	矢田部（20、23、24、26）	3	3	改植工、砂丘造成工	追加
	須田（34）	1	1	改植工	
	舎利浜（19、20）	2	2	砂丘造成工、改植工	
	豊ヶ浜（19）	1	1	改植工	
	日川（1）	1	1	改植工	追加
	柳川（31）	1	1	補植工	追加
	植松下（20）	1	1	改植工、砂丘造成工	追加
	後期分	1		改植工	
鉾田市	大竹（67）	1	1	防潮護岸工	
	玉田（19）	2	2	防潮護岸工、改植工	
	沢尻（17）	1	1	防潮護岸工、改植工	
	上沢（87）	2	2	防潮護岸工、山腹工	
	荒地（18）	1	1	改植工	
	湯坪（24）	2	2	渓間工、山腹工	
	台濁沢（84）	1	1	防潮護岸工	

	勝下（22）	1	1	改植工	
	柏熊（24）	1	1	改植工	
	安房（62）	1	1	山腹工	
	上釜（17）	1	1	消波根固工	追加
	後期分	2		防潮護岸工、改植工	
計		４６	４０		

（注）１　区域欄には、当該区域の属する代表的な地名と林班番号を記載する。
２　治山事業施行地区数欄には、実施すべき治山事業の数量を計上する。
３　計画期間の後半５カ年分の数量は市町村別に記載しても差し支えない。
４　主な工種欄には、当該地域における治山事業の主な工種（渓間工、山腹工、改植工、防潮護岸工等）を記載する。
５　前期後期別の計を記載する。